

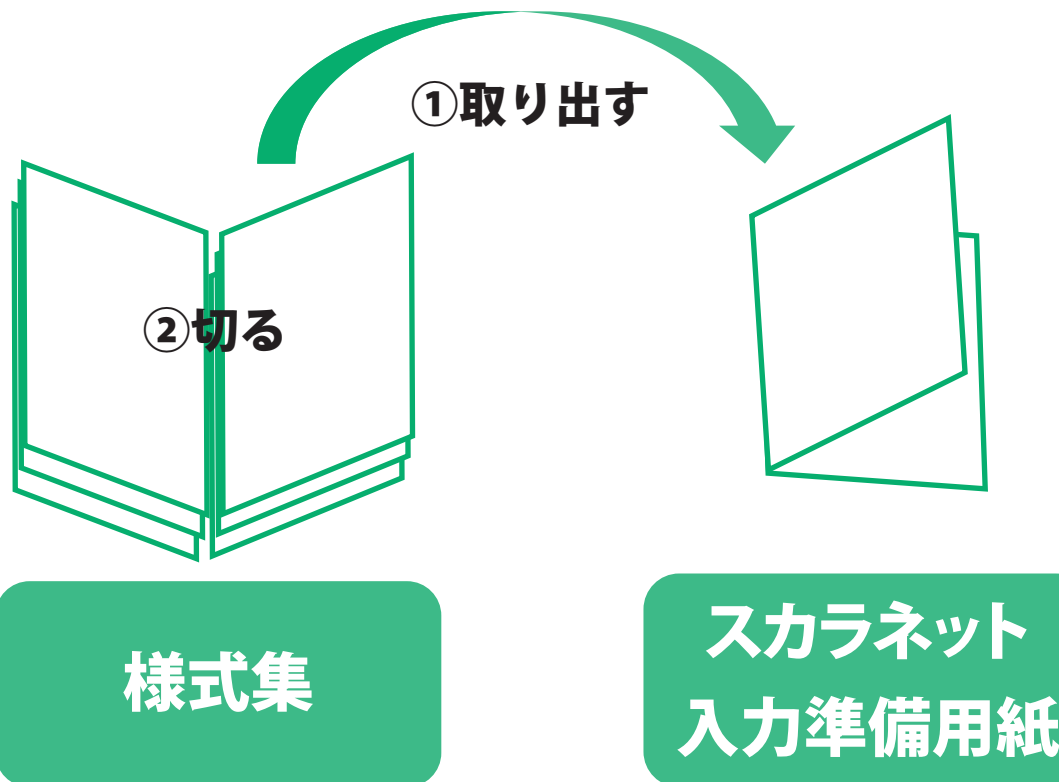
様式集

目次

様式A	提出書類一覧表 …………… 《様式集 - 2》	様式E	年収（見込）証明書 …………… 《様式集 - 9》
様式B	給付奨学金確認書 …………… 《様式集 - 3・4》	様式F	援助年額の証明 …………… 《様式集 - 10》
様式C	貸与奨学金確認書 …………… 《様式集 - 5・6》	様式G	単身赴任実費計算書 …………… 《様式集 - 11》
様式D	家計状況申告書 …………… 《様式集 - 7・8》	様式H	長期療養費計算書 …………… 《様式集 - 12》

《様式集 - 6》ページと《様式集 - 7》ページの間に「スカラネット入力準備様式」を挟み込んでいます。

中央に挟み込んでいる「スカラネット入力準備用紙」を取り出したうえで、ハサミで切ってA4サイズで使用してください。



様式A

受付番号							-100・107-				
------	--	--	--	--	--	--	-----------	--	--	--	--

年	組	番	氏名
---	---	---	----

	チェック欄	書類	提出が必要な人	説明 ページ
本様式		提出書類一覧表【様式A】	■申込者全員	21ページ
確認書		給付奨学金確認書【様式B】	◆給付奨学金申込者全員	7ページ
		(給付奨学金確認書に係る追加書類)	△学校から提出必要と指示を受けた人	
		貸与奨学金確認書【様式C】	◆貸与奨学金申込者全員	7ページ
		(貸与奨学金確認書に係る追加書類)	△学校から提出必要と指示を受けた人	
家計状況 関係		家計状況申告書【様式D】	■申込者全員	10ページ
		収入に関する証明書類	△家計状況申告書にて提出が必要な書類がある人	11～13 ページ
給付		給付奨学金家計基準の証明書類	◆給付奨学金申込者全員	18ページ
特別控除 関係		障がいのある人がいる世帯の場合の証明書類	△条件に該当し、特別控除を希望する人	14～17 ページ
		家計支持者が単身赴任をしている場合の証明書類		
		長期に療養を必要とする人がいる世帯の場合の証明書類		
		災害等により長期にわたり収入減(支出増)となった世帯の場合の証明書類		

【注意2】 マイナンバー提出書及び身元確認書類等は、提出用封筒に入れて機構が指定する先に直接郵送してください。（学校には提出しないでください）。

平成31年度 国内大学等予約用

給付奨学金確認書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の給付を受けるにあたり、インターネットによる奨学金申込の入力内容及び平成 31 年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、本確認書を提出します。

私は、奨学金の交付を受けている間、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振が著しい場合や性行不良が認められた場合においては、諸規程の定めにより機構から奨学金の交付が一定期間停止されるか又は廃止され（打ち切れ）、成績不振や性行不良の程度によっては、前回の審査からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならぬことを承知しているとともに、機構から返還請求を受けたときは、諸規程の定めに従い返還することを承知しています。また、適格性の審査は経済状況等についても行われ、機構が定める要件に該当する場合は、奨学金の交付が一定期間停止される又は廃止される場合があることも承知しています。

受付番号

					-	1	0	-					
--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

提出年月日

平成 年 月 日

本人	学 校 名			学 年	組	出席番号			電話番号	性 別
										男 ・ 女
				現	〒			-		
	氏	フリガナ		住						
名	漢		所							
	字			生年月日		昭和 ・ 平成		年	月	日

本人が未成年者の場合

本人が未成年者（20 歳未満）の場合には、親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。虚偽の申告が判明した場合は、決定後であっても採用を取り消す場合があります。

親権者 又は 未成年後見人	本人との 続 柄		氏 名			印
	現住所					
	生年月日				電話番号	
	本人との 続 柄		氏 名			印
	現住所					
	生年月日				電話番号	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、給付奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書は無効となります。なお、給付奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された書類は返却しません。

1. 奨学金の給付に係る事項

【給付奨学金の支給期間】

- (1) 給付奨学金の支給の始期は機構が採用を決定したときとし、支給の終期は給付奨学生（以下「奨学生」という。）の在学する学校の修業年限の終期とします。ただし、支給の始期は当該年度の4月までを限度として在学する学校に入学した月まで遡ることができます。

【誓約書】

- (2) 奨学生は、採用にあたり、在学学校長を経て、機構が定める期限までに親権者又は未成年後見人（本人が未成年者の場合）と連署、押印した誓約書を提出する必要があります。
- (3) 機構が定める期限までに誓約書を提出しない場合は、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。また、奨学生としての資格を失った際にすでに交付された奨学金がある場合には、その全額を機構に返還するものとします。

【給付奨学金の交付】

- (4) 給付奨学金は毎月1月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。ただし、通信教育課程の奨学生については、当該奨学生が教員に面接して授業を受ける月に年当たりの額を交付します。国立の大学、高等専門学校及び専修学校で授業料の全額免除を受けた場合は、その期間の月額が減額されます。
- (5) 給付奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く。）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く。）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません。）。

【月額の変更】

- (6) 採用時、自宅外通学の給付月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。
- (7) 国立の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程において、授業料の全額免除を受けているときは給付月額が減額されますが、授業料の全額免除を受けなくなったときは、当該の月から給付月額を減額前の金額に変更することができます。

【奨学金交付中の手続等】

- (8) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「給付奨学金継続願」を提出し、継続交付の適格認定を受けなければなりません（最終学年においては「給付奨学金継続願」を提出することなく、当年度の給付奨学生としての適格性について認定を受けなければなりません。）。
- (9) 奨学生は、機構の指定する期間内に「在籍報告」を行わなければなりません。
- (10) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届出をしなければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。なお、退学したときは、給付が取りやめになります。
イ 本人の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
ウ 奨学金を辞退するとき。
- (11) 機構は在学学校長の適格認定に基づき、奨学生としての適格性が認められると判断した場合、次年度の奨学金の交付が予定されているときはその継続を決定します。
- (12) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止又は廃止します。また、奨学金の交付が廃止となった事由の内容、程度によっては、諸規程の定めに基づき、交付済み奨学金の全額又は一部について返還を求めることがあります。（返還の条件及び方法等については「2.」参照）
ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
ウ 学業成績が著しく不振又は品行が不良となったとき。
エ 機構が求める諸手続き（在籍報告、住所変更届等）を怠る等、奨学生として適当でないとき。
オ 家計支持者が住民税非課税でない状態が継続したとき、住民税課税額が一定額を超えたとき又はこれらに相当すると認められたとき。
カ 「給付奨学金継続願」を提出しなかったとき。
キ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (13) 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「給付奨学金確認書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたこと等により不正に奨学生となったことが判明したときは、交付済み奨学金の全額又は一部を指定された期日までに返還するものとします。
- (14) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (15) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができます。
- (16) 奨学生本人と連絡がとれなくなった場合には、親権者又は未成年後見人に本人の連絡先情報を求めることがあります。

2. 交付済み奨学金の返還に係る事項

【返還の条件】

- (1) 奨学生本人が、以下ア、イに該当するときは、廃止の事由が発生した年度（本人が入学した月又は進級した月以降12ヶ月間をいう。）の始期（入学した月の1日又は進級した月の1日をいう。）まで遡り、その間に交付した給付奨学金を返還させるものとします。
ア 学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績がやむを得ない事由によるものであると認められないとき。
（ア）卒業延期が確定したとき
（イ）当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下であったとき
（ウ）在学学校長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めたとき
イ 学校処分により廃止の処置を受け、その学校処分の内容が除籍、退学、無期停学又は3ヶ月以上の有期停学であるとき

【返還の方法】

- (2) 適格認定等により奨学金の廃止及び奨学金の返還が決定した後、機構は在学学校長を通じて、又は機構から、当該学生に対し、奨学金の廃止の決定とともに返還すべき金額や返還の方法について通知します。当該学生は、その内容を確認したうえで、返還の方法等を記載した書類に自署押印して、機構が定める期限までに提出しなければなりません。なお、返還期間、割賦額、返還方法及び延滞した場合の措置等について、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令その他関係規程の定めに従うものとします。

【返還に関する同意条項】

- (3) 奨学生は、本誓約書に基づく返還すべき奨学金に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【その他手続等】

- (4) 本人の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

3. 採用されなかった場合等の給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、機構の業務方法書及び給付奨学規程、その他の諸規程の定めによります。

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）が、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得連動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合は、定額返還方式を選択したものとします。
- (2) 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
- (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の手続きにより保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。
- ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
- ②返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- ③機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- ④進学時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更の場合を除く）。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
- ②人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- ③機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に選んで奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) 返還誓約書には奨学生本人の「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【申込資格】

- (8) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者が、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者となります。
- ア「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ウtablesの定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学する学校の長が認めたもの

【振込】

- (9) 奨学金は、普通行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一般銀行では取り扱っていません）。
- (10) 奨学金は毎月1日分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以下を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額振込先として設けられた奨学生名義の預金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (11) 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続により変更することができます。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学へ変わった場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」の届出が必要です。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります（大学院は除く）。
- ②第一種奨学金において、自宅又は自宅外月額を受けていた者は、願い出により機構が定める通学形態によらない貸与月額（以下、「低月額」という）に変更することができます。また、低月額を受けていた者は、願い出により、自宅又は自宅外通学の貸与月額に変更することができます。
- ③第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続により変更することができます。

【利率の算定方法】

- (12) 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- ②「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援機構（以下、「機構」という）を発行した場合は、財投と債権の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ③「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を満了している期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (13) 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (14) 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届出ることがあります。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与の手続等】

- (15) 機構は在学学校長を経て、原則として貸与中は毎年度1回、「貸与額通知書」を奨学生に交付します。
- (16) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の資格認定を受けなければなりません。

- (17) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入学、留学籍又は退学したとき。
- イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
- ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (18) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (19) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った資格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
- エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- オ 停学、その他の処分を受けたとき。
- カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- キ 奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
- ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (20) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (21) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなると在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びその他一般銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）加入申込書（預・貯金者控）の写しを提出することになります。延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年365日あたり5%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞しているとき、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が発生します。督促されてもなお延滞しているとき本人に対し法的な手続がとられる場合もあります。人的保証を選択した場合、督促されてもなお延滞しているとき、連帯保証人及び保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的な手続がとられる場合もあります。
- (2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方式を選択することになります。なお、選択した返還方式は原則として変更できません。
- (3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学金及び第一種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
- (4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方式を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
- (5) 割賦金（元本・利息）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
- (6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上りて返還することができます。
- (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的な手続をとることがあります。なお、手続にかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (8) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
- (9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振替えます。
- (11) 返還期日を過ぎても返還がない場合、又は所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から本人、連帯保証人及び保証人に電着及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に電着することに同意します。
- (12) 本人、連帯保証人及び保証人は、本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (15) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法を含む）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願い出により返還の期限を満了することがあります。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によってその奨学金を返還することができなくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (19) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (20) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、申込後辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたします。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、機構の「奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

受付番号	-100・107-	年	組	番	氏名
------	-----------	---	---	---	----

1. 家計を支えている人について記入してください。

※ 原則、父母（どちらかがいないときは一人）です。「申込みのてびき」9ページをご確認ください。

		氏 名		生年月日（西暦）	続柄	家計支持者とならない親権者（確認書に署名・押印した人）がいる理由
A. 主として家計を支えている人	カナ	姓	名	年		
	漢字			月	日	
B. その他に家計を支えている人	カナ			年		
	漢字			月	日	

2. 申込時点の収入・状況として「あてはまる」、「あてはまらない」のどちらか1つにチェックをし、必要な証明書を取得してください。（詳細は11～13ページ）

証明書が取得できたら、証明書に記載の金額を記入し、計算が必要な場合は記載のとおり計算し、結果を「収入」または「所得」の欄に記入してください。

申込時点の収入・状況			あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額		計算	収入	所得
1. 給与を受けている	1-1. 平成29年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	1-1-1. 国内勤務	A ☐	B ☐	（提出不要）					
			B ☐							
		1-1-2. 海外勤務	A ☐	B ☐	給与明細書のコピー又は昨年1年間の年収証明書	年額	A 円	→	A 円	
			B 円	B 円						
	1-2. 平成29年1月2日以降に就職・転職	A ☐	B ☐	直近3か月分の給与明細書のコピー	月平均	A 円	×12（賞与なし）	A 円		
		B 円	×15（賞与あり）			B 円				
		※1 現在、複数の勤務先があり、1つでも平成29年1月2日以降に就職・転職している場合はこちらにあてはまります。	A ☐	B ☐	※現在勤務しているすべての勤務先分	B 円	×12（賞与なし）	B 円		
			×15（賞与あり）							
※2 平成29年中に休職期間がある場合はこちらに当てはまります。	A ☐	B ☐	「年収見込証明書」	年額	A 円	→	A 円			
	B 円	B 円								
2. 商店・農業等自営業をしている	2-1. 平成29年1月1日以前から同じ状況	A ☐	B ☐	（提出不要）						
		B ☐								
	2-2. 平成29年1月2日以降に開業	A ☐	B ☐	帳簿等のコピー（売上から必要経費を引いた額）	月平均	A 円	×12	A 円		
		B 円	B 円							
3. 傷病手当金を受給中	A ☐	B ☐	直近3か月分の傷病手当金通知書のコピー	日額	A 円	×365	A 円			
	B 円	B 円								
4. 失業手当（雇用保険基本手当の失業給付）を受給中	A ☐	B ☐	（提出不要）							
	B ☐									
5. 年金を受給中	A ☐	B ☐	年金振込通知書のコピー又は、年金額改定通知書のコピー 又は、年金証書のコピー	月額	A 円	×12	A 円			
	B 円	B 円								
6. 生活保護を受給中	A ☐	B ☐	（提出不要）							
	B ☐									
7. 祖父母等からの援助金や離婚後の養育費等を受け取っている	A ☐	B ☐	「援助年額の証明」	年額	A 円	→	A 円			
	B 円	B 円								

（裏面へつづく）

申込時点の収入・状況		あてはまる	あてはまらない	必要な証明書	証明書に記載の金額	計算	収入	所得		
8. 公的手当	児童手当	A	☐	☐	申込時点で受給している金額が記載された通知書等のコピー （受給証明書のコピーも可） ※通知書を紛失した場合は、「通帳（①口座名義人と②直近の振込みの記帳部分）のコピー」	月額	A 円	×12	A 円	
		B	☐	☐			B 円		B 円	
	児童扶養手当	A	☐	☐		月額	A 円	×12	A 円	
		B	☐	☐			B 円		B 円	
	特別児童扶養手当	A	☐	☐		月額	A 円	×12	A 円	
		B	☐	☐			B 円		B 円	
	その他（ ）	A	☐	☐		月額	A 円	×12	A 円	
		B	☐	☐			B 円		B 円	
9. 無収入	平成29年1月1日以前から無収入	A	☐	☐	(提出不要)			A 0円		
		B	☐	☐				B 0円		
	平成29年1月2日以降に退職・廃業	A	☐	☐	離職票のコピー 又は、退職証明書 又は、廃業届受理証明 のコピー 等	年額	A 0円	→		A 0円
		B	☐	☐			B 0円			B 0円
10. 「社会的養護を必要とする人」（2ページ）		A	☐	☐	施設在籍証明書のコピー又は、児童（里親）委託証明書のコピー			A 0円		
記入した額の合計							A 円	A 円		
記入した額の合計							B 円	B 円		

※スカラネットに入力する際は、万円未満を切捨ててください

（例） 4,567,890円 → 456万円

年収（見込）証明書

※この年収（見込）証明書は、平成 29 年 1 月 2 日以降に勤務先に変更（中途就職・転職）があった場合の様式です。申込日現在の勤務先に作成を依頼してください。

受付番号

 - 1 0 -

申込者の
氏 名

勤務先記入欄

勤務者氏名

採用年月日

年	月	日
---	---	---

※平成 29 年 1 月 1 日以前に採用された場合、この様式は使用できません。

ただし、申込時点で複数の事業所から収入を得ている場合や 1 か所でも中途就職・転職がある場合は、平成 29 年 1 月 1 日以前に採用された場合でもこの様式を使用できます。

給 与	※控除前の「総支給額」から「非課税分（交通費等）」を差し引いた金額を記入してください。
（月額）	（年額）
円 × 12か月 = 円	
※月によって変動がある場合は 平均を算出してください。 ※収入の算出は、1 年分の収入金額が必要です。 申込時点で 1 年に満たないときは、見込分を 推計して年収を記入してください。	
賞 与	
賞与 ⇒ 有 ・ 無（未定の場合も含む）	
※有の場合の支給年額 = 円	
給与（年額）と賞与の合計 円	

《 備 考 欄 》

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

事業所名（会社名）

社
印

援助年額の証明

受 付 番 号									－	100 107	－					
申 込 者 氏 名																
援助を受けている人の氏名																
援助の金額（年額）	円															

私は、大学等予約採用に関し、上記のとおり援助していることを証明します。

届出年月日 平成 年 月 日

援助者（署名） 印

単身赴任実費計算書

受付番号

								—	1	0	—						
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

 申込者の
氏 名

--

 対象者の
氏 名

--

 申込者との
続 柄

--

年 月 から現在まで単身赴任しています。支出した費用は、以下のとおりです。

年 月	家 賃	電 気	ガ ス	水 道	費 用 項目名	家 具 家事用品
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
計	円	円	円	円	費	円
年間（推定）額	円	円	円	円		円

 年間（推定）額の合計
[単身赴任実費控除額]

万円

← 各項目を合計後に万円未満を切り上げて記入してください。

（例）86,015 円 → 9 万円

※ 提出された書類は返却できません。後日、控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。

※ 記入した内容に対応する領収書のコピーを提出してください。

※ 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限りです。

※ 食費、交通費、電話・通信費、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は、控除の対象とはなりません。

※ 家具・家事用品等は、単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります。（例：食器棚、テーブル、椅子、洗濯機、冷蔵庫、掃除機等）ただし、支払者の氏名が記載された領収書の提出が必要です。

※ 通帳のコピーだけでは、控除を受けられません。領収書の代わりに通帳を提出する際は、請求書又は契約書等（コピー可）もあわせて提出してください。

※ 単なる別居（介護のための別居、自己都合による別居）は、控除の対象とはなりません。

※ 海外勤務の場合で領収書が日本語、日本円以外の通貨等で作成されている場合は、領収書の余白又は別紙に簡単な日本語訳と、円換算した金額を記入してください。

長期療養費計算書

受付番号

[illegible]

申込者の
氏 名

対象者の
氏 名

申込者との
続柄

年 月

年 月	医療機関(病院、介護施設)等の保険分一部負担額	薬局の調剤費	その他
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
計	円	円	円
年間(推定)額	円	円	円

医療費の還付金額	円
----------	---

用

年間（推定）額の合計 －医療費の還付金額 〔長期療養費控除額〕	万円
---------------------------------------	----

万円

← 高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合に記入してください。 ※還付金についての証明書類は提出不要。

← 万円未満を切り上げて記入してください。

(例) 86,015 円 → 9 万円

※ 提出された書類は返却できません。後日、医療費控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。